



## 第 13 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 開催要項

- 1 目的 ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

### 2 大会概要

- (1)大会名 第 13 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「本大会」という。）  
(2)日 時 令和 8 年 9 月 27 日（日）  
午前 9 時 30 分から午後 4 時 10 分まで（時間は予定）  
(3)会 場 とりぎん文化会館（鳥取県鳥取市尚徳町 101-5）  
(4)出 場 予選審査を通過した 16 チーム（演劇・コント・ポエム等部門、ダンス・歌唱部門 各 8 チーム）  
(5)内 容 以下のとおり

- |   |
|---|
| <p>①開会式（関係者挨拶、優勝旗返還、選手宣誓、チーム紹介等）<br/>②出場チーム演技（前半：演劇・コント・ポエム等部門 後半：ダンス・歌唱部門）<br/>③ゲストコーナー<br/>④審査結果発表・表彰式<br/>⑤講評・閉会</p> |
|---|

- 3 主 催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会  
4 共 催 鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会  
5 特別協賛 日本財団  
6 特別協力 一般財団法人全日本ろうあ連盟  
7 後 援（予定）

内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、鳥取市、手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会、全国聾学校長会、公益社団法人全国高等学校文化連盟、社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団、社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国難聴児を持つ親の会、一般社団法人日本演劇教育連盟、日本障害フォーラム、日本赤十字社鳥取県支部、鳥取県青少年赤十字指導者協議会、朝日新聞社、毎日新聞鳥取支局、読売新聞鳥取支局、産経新聞社、日本経済新聞社鳥取支局、新日本海新聞社、山陰中央新報社、中国新聞鳥取支局、共同通信社鳥取支局、時事通信社鳥取支局、NHK 鳥取放送局、BSS 山陰放送、日本海テレビ、TSK さんいん中央テレビ、テレビ朝日鳥取支局、鳥取県ケーブルテレビ協議会、エフエム山陰、DARAZ FM

### 8 参加資格

- (1) 令和 8 年度に高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校高等部、高等専門学校（3 年生まで）、専修学校及び各種学校（修業年限が高等学校と一致している生徒に限る。）に在籍していること。  
(2) 本大会に参加することについて、校長の承認が得られていること。また、参加する生徒について、校長の推薦が得られていること。  
(3) 本大会への参加に当たって、原則として在籍する学校の教職員が引率できること。  
(4) 原則として、本大会の全日程、本大会前日のリハーサル及び交流会に参加できること。

### 9 チーム編成

1 チームの編成は、両部門とも一校又は複数校で編成するチームの生徒及び引率者とし、生徒は演技者の他、演技の補助者や必要に応じてチームの介添え者を含めることとする。人数は最大で生徒 20 人以内、引率者 10 人以内とし、予選参加者は原則として本大会に出場できる生徒とする。ただし、予選審査後に生じたやむを得ない事情等がある場合は、本大会に出場する生徒を変更（若干名の増減）できるものとする。

各部門において、同一校から複数のチームの参加は可能とするが、本大会に出場できるのは、各部門の予選審査で同一校中最上位のチームのみとする。なお、同一人が参加できる部門は一つであり、かつ、参加する部門においても複数チームに重複して参加することは認めない。

## 10 演技内容等

- (1) 手話言語を使った演劇、ポエム、コント、落語、漫才、ダンス、歌唱などのパフォーマンスを「演劇・コント・ポエム等部門」「ダンス・歌唱部門」の2部門に分けて実施する。パフォーマンスは表情も含め手話言語を正確に使いながら、伝えようとする意志をしっかりと持ち、工夫された演出や構成と豊かな表現力により演じられるものとする。なお、これまで手話パフォーマンス甲子園（予選及び本大会含む）に出場したことのあるチームについては、新しい手話言語表現に挑戦していただきたいという趣旨から、昨年とは異なるタイトル、脚本、楽曲での演技内容にいただきたい。また、審査基準としては、必ずしも音（音声や音楽など）を用いる必要はないことを申し添える。
- (2) 本大会での演技時間は、両部門ごとに以下のとおりとする。  
演劇・コント・ポエム等部門 3分以上8分以内  
ダンス・歌唱部門 3分以上6分以内  
なお、予選審査会においては、3分以内の動画を提出するものとする。
- (3) 演技スペースは、概ね間口10メートル、奥行5メートルの範囲とする。なお、演技中に演技スペースから舞台袖への出入りは可能とする。
- (4) 情報保障の観点から、演技中、セリフや歌詞等には字幕を必ず表示させること。字幕は、予選審査動画においては映像の中に、本大会においては演技スペース後方に設置するスクリーンに表示させること。なお、本大会の演技中は、主催者側でセリフや歌詞等の要約筆記等を行わない。
- (5) 舞台上での演技（音声によるナレーション等の演技補助を含む）は全て生徒が行うこととし、字幕表示、音響・照明のキュー出し等、演技以外の舞台進行に係る作業は生徒が主体的に行うよう努めるものとする。
- (6) 演技の補助として、簡素な小道具、舞台装置、背景、スクリーン等のみ使用を認める（概ね1分以内に準備が完了できるものに限る。）。なお、演技中に、小道具、会場にない設備（特殊な照明や音響等）等を使用する場合は、原則として各チームにおいて用意することとする。なお、これらの使用については、本大会前に舞台監督と詳細の打ち合わせをすることとする。
- (7) スクリーンに表示する内容については字幕のみとする。
- (8) 予選審査における動画の撮影ルール等の取り扱いは、別途提示する。なお、予選審査に複数の演技内容の動画を提出することは認めない。
- (9) 歌唱を行う際は、発話が困難な場合を除き、CD音源や事前収録した音源を歌唱に利用する（いわゆる口パクやかぶせ）のではなく、自ら発声する方法で本番（予選審査を含む。）に挑戦してほしい。なお、CD音源等を使用する場合には、当該音源の販売元等が把握でき著作権者が明確になっているものとする。
- (10) 本大会において演技中にCD音源を使用する場合も、当該音源の販売元等が把握でき著作権者が明確になっているものとする。ただし、インターネット(YouTube)でライブ配信する映像及び後日公開する映像については、著作権者の許可が得られないものは、CD音源部分の音声（歌唱やセリフ等）を消去することになるため、原則は、参加校で著作権を持つもの、参加校で許可を得ているもの、著作権者の許可が不要なものを使用することが望ましい。
- (11) 演技時に自チームの完全なオリジナル作品ではない著作物を引用等する場合（シナリオや美術道具、ダンス等）は、会場での上演や、本大会当日のライブ配信、大会後の演技映像の公開にあたって、著作権を侵害することのないよう自チームにおいて事前に対処しておかなければならない。なお、音楽については(10)のとおりだが、楽曲の改変（歌詞を変えたり、編曲するなど）に該当する場合は、著作権者の許可が必要となるため、自チームにおいて対処しておくこととする。

## 11 審査方法

- (1) 主催者が委嘱した審査員が部門毎に審査及び採点を行う。
- (2) 審査員は、各部門5名から構成する。審査員長は主催者が選出し、両部門の審査を行うこととする。
- (3) 予選審査は、参加申込みチームが提出した演技動画を視聴する方法により、審査員が行う。
- (4) 予選審査会及び本大会の審査基準、採点方法、演技時間の計測方法等は、別途定める。

## 12 参加申込み方法

- (1) 申込期間 令和8年4月20日(月)から6月26日(金) ※郵送による申込みは、提出期限の消印有効
- (2) 提出資料 別紙のとおり
- (3) 補足事項  
ア (2)の資料は、13の申込先へ指定する方法及び期限に沿って提出すること。  
イ 本大会における参加者の個人情報等については、別添「個人情報、肖像権及び著作権の取扱いについて」のとおり取り扱うので、同意の上、参加申込みを行うこと。

ウ 予選審査用の演技動画の提出期限は、令和8年7月9日(木)午後5時までとする。まずは、(1)の期間中に参加申込みを行うこと。

エ 参加申込み及び予選審査動画は、各期限日必着（※参加申込書を郵送により提出される場合は、提出期限の消印まで有効）とする。資料は期限日までに余裕を持って提出するよう努めること。なお、資料提出した際、その旨を大会事務局に電話連絡すること。

(4) その他

各学校と各都道府県聴覚障害者協会等（以下「協会等」という。）との関わりが生まれる契機となるよう、参加申込みした旨を協会等に情報提供することが望ましい。

13 申込・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局

（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課内）

電話：0857-26-7682 FAX：0857-26-8136 Eメール：s-koushien@pref.tottori.lg.jp

14 参加料 不要

15 助成金

出場チーム（生徒、引率者）に、以下のとおり交通費及び宿泊費の実費相当額を設定上限額内で助成する。

なお、助成申請方法等については、別途事務局が示す手続きによること。（領収書等必要）

※各地方の1チームあたりの上限額は以下のとおり。

北海道・東北、関東、中部、九州・沖縄地方	385,000円
中国・四国（鳥取県を除く）、近畿地方	335,000円
鳥取県内	285,000円

16 表彰

表彰は以下のとおりとする。

(1) 部門毎での表彰

ア 優勝（賞状、優勝旗、メダル、副賞を授与する。）

イ 準優勝（賞状、準優勝盾、メダル、副賞を授与する。）

ウ 3位（賞状、盾、メダル、副賞を授与する。）

エ 審査員特別賞

(2) 大会開催に関わる以下の団体が別途選出したチームへの表彰(部門問わず)

全日本ろうあ連盟賞、日本財団賞、鳥取県聴覚障害者協会賞（各賞ごとに賞状、盾、副賞を授与する。）

(3) その他、上記表彰チーム以外の全ての本大会出場チームに手話パフォーマンス奨励賞を授与する。

17 予選審査会

(1) 日程 令和8年7月28日(火)

(2) 場所 鳥取市内

(3) 内容 参加申込みチームが提出した予選審査動画の視聴により審査を実施し、本大会に出場する16チームを選出する。

(4) 結果 令和8年7月29日(水)に審査結果発表会を公開して行う(インターネットでライブ配信あり)。

なお、発表会終了後、公式ホームページ上に審査結果を掲載する。

(5) その他 上記(4)の審査結果発表会の際に、本大会の各チームの演技の順番を決定する。また、本大会出場チーム確定後に、選手宣誓を担当するチームの抽選を行う。

なお、選手宣誓については、手話言語を用いて行うこと。

18 交流会

(1) 日時 令和8年9月26日(土)（本大会前日）

午後6時から午後8時30分まで（時間は予定）

(2) 場所 鳥取県鳥取市内

(3) 内容 出場チームや大会関係者等が一堂に会し、交流を深めるもの。

(4) その他 参加者の交流を深める目的であることから、原則として参加すること。（参加費は不要）。

## 19 スケジュール

令和8年（2026年）

2月2日(月)	本大会の開催決定
2月下旬	開催要項等公表
4月20日(月)	参加申込み受付開始
6月26日(金)	参加申込み締切
7月9日(木)	予選審査動画の提出締切
7月28日(火)	予選審査会
7月29日(水)	予選審査結果発表（結果発表、本大会演技順及び選手宣誓チームの決定）
8月下旬	ヒアリングシートの提出（演技内容の詳細（シナリオ・楽曲等）の報告）
9月26日(土)	リハーサル、交流会
9月27日(日)	本大会

## 20 その他

- (1) 本大会前日に本大会の会場で全てのチームがリハーサルを実施する。なお、各チームのリハーサルのスケジュールは、会場までのアクセスや本大会の発表順等を考慮して事務局にて指定する。また、できる限りの配慮は行うが、午前中からリハーサルを開始する関係で、本大会前々日から宿泊が必要となる場合もあることを了承いただきたい。
- (2) 高校生による手話言語の祭典であるという観点から、演技時だけでなく、演技後のインタビュー時の応答や、交流会での各チームの発表、その他様々な発表の機会や交流の場面においても、各自ができる範囲で、積極的に手話言語の使用に挑戦していただきたい。
- (3) 本大会出場チームは、本大会閉会后、可能な限り報道機関等のインタビューに応じることとする。
- (4) 本大会の演技は、後日、手話パフォーマンス甲子園☆動画チャンネル(YouTube)上に、全て公開する。
- (5) 本大会出場に当たり、交通手段、宿泊の手配は各チームで行うこととする。
- (6) 引率代表者は、事務局との連絡調整を担当することとする。なお、主に電子メールにて頻繁に連絡等を行うこととなるため、参加申込み後は小まめに電子メールの受信を確認するよう努めることとする。
- (7) 本大会出場チームには、予選審査結果発表後に各種資料等の提出をお願いすることとする。この時期が夏休み及びお盆期間と重なるので、引率代表者は事務局及びチーム内の円滑な連絡調整ができるよう留意していただきたい。
- (8) 予選参加申込み及び本大会出場に係る事務局への提出物は、返却しない。
- (9) 自然災害等により本大会の現地開催が困難な場合は、中止又は開催方法を変更する場合がある。その場合、交通費及び宿泊費のキャンセル料等、参加等に要した経費については、15の助成金の額を上限に助成する。